質問事項	回答
現地会社との合弁で設立した事業主を、実施者・申請者と	募集要領の2. (1)及び(2)を満たして
して考えている。外資規制により出資が半分未満である場	いれば、実施者・申請者となることができま
合、実施者・申請者の要件を満たしているか?	す。
コンソーシアムのメンバーが、全員実施者の要件を満たす	コンソーシアムの幹事会社となる申請者が、
必要があるのか?	業務の申請者の要件を満たしていれば構い
	ません。
業務の実施体制に、現地パートナーやコンサルティング会	業務の実施体制に現地パートナーやコンサ
社が入りうるか?	ルティング会社を含んでも構いません。
コンソーシアムは事業を実施しないコンサルが入っても	コンソーシアムに募集要領の2. (2)①の
問題ないか?	者が含まれていれば構いません。本調査業務
	後もコンソーシアムに参加したコンサルが
	事業に関わるかどうかも問いません。
海外事業パートナー候補である現地会社に、今回の一部の	当該現地会社をコンソーシアムに含むかど
業務(例:現地での廃棄物排出状況の確認など)を委託す	うかは、業務の実施体制に応じてご判断いた
ることとし、申請書添付資料2の「9.業務の実施体制」	だきたいと思いますが、必ずしもコンソーシ
に同社を組み込む場合でも、当該現地海外会社は、申請者	アムに含む必要はありません。
のコンソーシアムには含まれない、という理解で正しい	
か?	
(上の質問に続けて)また、この場合パートナー候補の現	申請法人、海外展開事業の実施主体となる法
地会社については、募集要領(別添1)申請書様式の【そ	人については、3点ともご提出ください。そ
の他添付資料】に記された以下の文書は不要という理解で	の他のコンソーシアムに含まれる法人につ
正しいか? ・直近3期間の財務諸表 ・法人概要の把握	いて提出が必要な書類は、法人概要の把握に
に資する資料(会社概要、掲載された新聞記事、事業報告	資する資料のみです。
書など) ・「法人登記簿抄本」	
コンソーシアムの場合、申請者全員の財務諸表等、申請者	説明会においては全員について提出する必
に求められる書類全てを提出する必要はあるか?	要があるとご回答しましたが、以下の通り訂
	正します。
	募集要領(別添1)申請者様式に記された【そ
	の他添付資料】ですが、直近3期間の財務諸
	表と「法人登記簿抄本」は、申請法人、海外
	展開事業の実施主体となる法人のもののみ

	ご提出ください。その他の法人については提
	出不要です。法人概要の把握に資する資料
	は、その他のコンソーシアムに含まれる法人
	についてもご提出ください。
募集要領の4.(1)事業の内容で「技術供与のみの事業	例えば、ライセンスの供与のみなどが挙げら
は対象としません」とあるが、「技術供与のみ」とはどう	れます。廃棄物等の処理やリサイクルのサー
いう意味か?	だスの提供又はこれに必要な施設設置を行
· ZIBAZNA ·	わない事業は対象外です。
	募集事業の内容については、募集要領の4.
去年度に本公募(我が国循環産業海外展開事業化促進事	紫末学来の内谷については、紫末安園の中. (1)及び(2)をご確認ください。
** 大中度に本公券 (我が国循環産業価が展開事業化促進事業) で採択され実施してきた事業の1要素である。	(1/ 久し、(2/ としHEDD ()こでい。
果) で保がされ美地してさた事業の1 安然である。 具体的には、下記の通り。	
平成 26 年度に「実現可能性調査」を実施、続いて、当案	
平成 26 平度に「美児可能性調査」を美施、続いて、当条 件のフォローを目的として平成 27 年度に「事業案件形成	
神のフォローを目的として平成 27 年度に「事業条件形成 調査」を実施した。現在、事業全般については計画に準じ	
調査」を美麗した。現在、事業生版については計画に準して進められている状況であるが、現地における原料の収集	
「進められている状況であるか、現地における原料の収集 方法に大きな問題があり、改善を行う必要が生じている。	
方法に入さな問題があり、以書を打り必要が生している。 そのため、今般、現地関係者との関係構築および原料収集	
たのため、今般、現地関係者との関係情楽ねよい原料収集 方法の改善・実現に向けて、実施している事業のうち、原	
方法の改善・美境に同げて、美施している事業のうら、原料取集体制の構築を対象として、本公募にて調査とするこ	
科取集体制の構築を対象として、本公募にて調査とすることとする。本案件については、「事業案件形成調査」とし	
て、応募・実施したいと考えている。 上記記載の様に、過去採択案件の事業内容の1要素(原料	
取集体制の構築)についてピックアップした案件の応募を 検針しているが、問題はないか?	
検討しているが、問題はないか?	会士が士士
募集事業の内容としては、海外からの自治体や事業体からの香乳による控制の影響は含まれるのか?	含まれます。
の委託による施設の設置も含まれるのか?	7.4.7.次两件七月十八/
設備を発注する海外の自治体・事業体はコンソーシアムに	入れる必要はありません。
入れる必要はあるのか?	
募集要領の4.(2)事業区分が申請したものと採択され	可能です。実際にそのような案件が生じた場合は、個別におきません。
たもので異なる場合、事業の辞退は可能か?	合は、個別に相談させていただきます。
募集要領の4. (4) (10)外注費・再委託費と(11)共同実施	業務をコンソーシアムを構成する主体と分
費に関するご質問	担する場合は、共同実施費として積算してく
	ださい。業務の一部を他社へ外注(請負)又

	は再委託する場合は、外注費・再委託費とし
	てください。判断に困る場合は、具体例とと
	もにお問い合わせください。
調査を共同で実施するコンサルタント(共同実施者/連携	業務をコンソーシアムを構成する主体と分
を図る法人)の費用は、4.(4)(11)共同実施費に一式	担する場合は、共同実施費として積算してく
で計上することでよいか?その場合、見積根拠資料、精算	ださい。業務の一部を他社へ外注(請負)又
資料として提出が必要となる書類はあるか?	は再委託する場合は、外注費・再委託費とし
	てください。判断に困る場合は、具体例とと
	もにお問い合わせください。
	(11)共同実施費も、業務実施に関わる所要経
	費見込みに必要な根拠書類をご提出くださ
	い。
ヒアリングには、対象となる事業について、自らが事業遂	原則、自らが事業遂行の中心的な役割を果た
行の中心的な役割を果たすこととなる者が出席しなくて	すこととなる者が出席することとしますが、
もよいか?	必ずしもその者でなくても差し支えありま
	せん。その場合は、委任状(様式自由)をお
	持ちください。
募集要領の5. (3) に記載された採択予定金額(上限)	税込です。
は、鋭きなのましては鋭せなり	
は、税込か?もしくは税抜か?	
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその	申請法人と統括業務請負者との間の、請負契
	申請法人と統括業務請負者との間の、請負契約となります。
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその	
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるの	
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?	約となります。
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されまし
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結して
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省に	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったの	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか?AとBとCの契約になるのか?本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったので、念のため伺った。	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目の詳細等に関する参考としてください。
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか? 本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったので、念のため伺った。	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目の詳細等に関する参考としてください。 請負です。
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか? 本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったので、念のため伺った。 この事業は委託か請負か? 精算の際に、人件費単価の予算をどのように考えればよい	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目の詳細等に関する参考としてください。 請負です。 本事業は請負事業なので、単価はそれぞれの
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか? 本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったので、念のため伺った。 この事業は委託か請負か? 精算の際に、人件費単価の予算をどのように考えればよいか?精算はどのようにすればよいか?	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目の詳細等に関する参考としてください。 請負です。 本事業は請負事業なので、単価はそれぞれの事業者で設定して構いません。
統括業務請負者(A)と申請法人(B)、本業務に従事するその他の法人者(C)と間の契約形態は?AとBの契約になるのか? 本件申請者は今後、統括業務請負者と「請負契約」を締結するという理解でよいか。説明会でも説明があったが、募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」として「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」とあったので、念のため伺った。 この事業は委託か請負か? 精算の際に、人件費単価の予算をどのように考えればよいか?精算はどのようにすればよいか?	約となります。 本件申請者は、対象事業として採択されましたら、統括業務請負者と請負契約を締結していただきます。募集要領の4.(4)対象経費の「参考)」で示した2つの資料は、費目の詳細等に関する参考としてください。請負です。 本事業は請負事業なので、単価はそれぞれの事業者で設定して構いません。 本事業は請負事業なので、事業の結果に対し

	T
るか?	れば結構です。申請書添付資料2の「4.申
	請法人の事業概要」には、申請書添付資料2
	の「2. 申請法人の概要」に記載した法人に
	ついてご記入ください。
申請書添付資料2の「5.申請対象の海外展開事業の全体	他国の技術でも問題ありません。
像概要」中の<利用技術>は他国の技術でもよいのか?	
事業によっては CO2 が増えるが、それでも問題はない	CO2 が必ず減る必要はありません。申請書
カッ?	添付資料2の「5. 申請対象の海外展開事業
	の全体像概要」中の「海外展開事業による環
	境負荷低減効果見込み」において、低減が見
	込まれる他の環境負荷について、可能な限り
	定量的にご記載ください。
申請書添付資料2の「8.業務実施に係る所要経費見込み」	費目ごとの内訳がわかるようご準備くださ
で、必要な根拠書類等は、どの程度準備すればよいか?	l'o
申請書添付資料2の「9.業務の実施体制」における「業	本件業務における具体的な役割をご記載く
務実施における具体的な役割」について、ここでいう「業	ださい。
務」とは本件調査ということでよいか?それとも本件調査	
後の事業における業務ということか?	
申請書添付資料2の「9.業務の実施体制」で、「本業務	募集要領の2. (2)業務の申請者の要件の
に従事する主たる担当者」は、コンソーシアム内の幹事会	①の者は、自らが事業遂行の中心的な役割を
社以外の人材を記載しても問題ないか?	果たすこととなる者であり、幹事会社となる
	ので、「本業務に従事する主たる担当者」が、
	幹事会社以外の人材となることは想定して
	いません。
業務の実施体制について、調査過程において、申請時と異	都度ご相談に応じますが、状況によっては認
なる体制が必要となった場合、変更は可能か?	められないことがあるので、あらかじめご了
	承ください。
申請書添付資料2の「10. 暴力団排除誓約書」は、コンソ	申請法人からの書類で結構です。ただし、今
ーシアムで提案する場合、構成企業全員分必要か?	回の事業に関わる法人について、誓約内容に
	対して責任を持っていただくこととなりま
	す。
申請書添付資料2の「11. 支援状況」に「平成28年度に	平成 30 年度にご修正ください。現在公開さ
政府関係機関からの支援を申請中の関連事業(計画中を含	れているものは、修正済みです。
む)」とあるが、平成30年度のことと理解してよいか?	

それとも、平成28年度のことか?	
申請書添付資料1の「業務概要資料」において、番号 3-4	番号 3-4 は飛ばして構いません。3-3 に記載
がない。3-5 からを繰り上げるのか? それとも 3-4 を追加	の後、そのまま3-5の記載に移ってください。
するのか?	